

「生活保護制度」における高等学校等卒業後の「就職」

——「保護の実施要領」の分析を通じて——

○ 首都大学東京・客員研究員 氏名 三宅 雄大 (008543)

キーワード3つ: 「生活保護制度」 「就職」 「保護の実施要領」

1. 研究目的

本報告では、以下のとおり研究目的を設定する。すなわち、生活保護制度を利用する有子世帯（以下、利用世帯）の子どもが：(1) 高等学校等卒業後に「就職」する場合に「何」を「なしうるのか／なしえないのか」；そしてまた、(2) 上記の「なしうること／なしえないこと」が「どのように」「条件」づけられているのかを究明することである。

2. 研究の視点および方法

(1) 研究の視点

分析を行う際には、「保護の実施要領」（詳細は後述）の「条件」設定に焦点化する。具体的には：①「自立助長」要件の有無；②「自立の単位」（個人／世帯）；及び③「自立の意味」（狭義／広義）を検討する（三宅 2015；cf. 横山 2001；阿部 2012）。

(2) 研究方法

以上の研究目的を追究するにあたって、本報告では、生活保護制度の運用方針を定める「保護の実施要領」（2017 年度版）をデータとして用いる。具体的には：「生活保護関連法令通知集 平成 29 年度版」（中央法規）に掲載されている：①「次官通知」；②「局長通知」；③「課長通知」である。

分析対象は以下 5 項目である：(1)「世帯の認定」；(2)「資産の活用」；(3)「他法・他施策の活用」；(4)「最低生活費の認定」；(5)「収入の認定」。また、分析の手順は、以下のとおりである：①利用世帯の子どもが、高等学校等卒業後に「就職」する場合に「なしうること／なしえないこと」の析出、整理；②「なしうること／なしえないこと」の「条件」の析出、整理。

3. 倫理的配慮

本報告は、「日本社会福祉学会 研究倫理指針」（とりわけ「第 2 指針内容」A 及び G）を遵守するものである。

4. 研究結果

利用世帯の子どもが：(1) 高等学校等卒業後に「就職」する場合に「なしうること／な

しえないこと」；及び（2）その「条件」は、以下の表のとおりである。

	利用世帯「内」	利用世帯「外」
A	↑同一世帯（利用世帯に所属） ↑世帯分離 ※結婚、転職等のため1年以内において自立し同一世帯に属さないと認められる場合	↑転出（保護廃止）
B	↑給付あり（各種扶助） ・生活扶助（移送費）※新規中卒者等が就職地に赴くための交通費又は荷造費及び運賃 ・生業扶助（就職支度費など）※その者の収入を増加させ、又はその自立を助長する見込みのある場合（法第17条）	<転出前> ↑移送費、就職支度費等 <転出後> ↑給付なし（生活保護制度外）
C	<就職前（転出前）> ↑高等学校等就学者の収入の収入認定除外 ※その者の就労や早期の保護脱却に資する経費（自動車免許等の就労に資する資格修得、就労に伴う転居費用） ↑貸付金・恵与金 ※当該被保護世帯の自立更生にあてられる額 ↑祝金等 ※社会通念上収入認定することが適切でないもの <就職後> ↑勤労収入→通常収入認定 ※基礎控除、新規就労控除、未成年者控除（20歳未満の者）、その他の必要経費の控除 ↑貸付金・恵与金 ※当該被保護世帯の自立更生にあてられる額 ↑祝金等 ※社会通念上収入認定することが適切でないもの	<転出後> ↑収入認定なし（生活保護制度外）
D	↑保護費のやり繰りによる預貯金【課3-間18-1】※その使用目的が生活保護の趣旨的に反しないと認められる場合	<転出前> ↑同左
E	↑各種貸付金：生活福祉資金貸付金（福祉資金） 母子・寡婦福祉資金貸付金（修業資金、就職支度資金、結婚資金）※当該被保護世帯の自立更生にあてられる額は収入認定除外 ↑就労自立給付金（就職後）※就労自立による世帯単位の保護脱却	↑各種貸付金（同左）

「生活保護関係法令通知集」（＝□）「生活保護手帳 別冊問答集」（＝□）

A：世帯認定、B：保護費の給付、C：収入認定、D：資産活用、E：他法・他施策

5. 考察

本研究から予想される知見は、以下のとおりである。

第1に、子どもが「就職」後に利用世帯に残るか否かで「なしうる／なしえないこと」に相違が生じることである。子どもが「就職」後に利用世帯内に残る場合、特別の「資源調達」は求められない（各種保護費の給付を得られる）一方で；「就職」後に利用世帯から「転出」する場合、「転出」の費用（家賃等）を「収入認定除外」や「保護費のやり繰りによる預貯金」等によって準備しなければならない。

第2に、「就職」に際して「なしうる／なしえないこと」が「狭義の自立」（世帯の自立、保護の脱却など）によって方向づけられていることである。また、そもそも、「就職」後に利用世帯「内」に残る場合、子どもの就労収入は「通常収入認定」（但し、各種控除あり）の対象となる。それゆえ、かれらは「世帯の自立」助長に自動的に組み込まれると考えられる。

【参考文献】

- ・阿部和光（2012）『生活保護の法的課題』成文堂
- ・三宅雄大（2015）「生活保護受制度における高等学校等・大学等就学の『条件』に関する研究——『生活保護制度の実施要領』の分析を通じて」日本社会福祉学会『社会福祉学』55（4），1-13.
- ・横山孝子（2001）「生活保護法における学習権保障の検討——要保護世帯児童の高校修学をめぐる」熊本学園大学社会関係学会『社会関係研究』7（2），97-126.